

役員報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人青森法人会（以下「本会」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当等であって、その名称のいかんを問わない。
なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

(報酬等及び通勤手当の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員には、職員給与規程で定める通勤手当を支給することができる。なお、通勤手当は、第4条で定める報酬総額には含まないものとする。
- 5 常勤役員の退職に当たり、退職手当は支給しない。ただし、本会に対する功勞に応じ、慰勞功勞金を支給することができる。
- 6 常勤役員が事務局長を兼務する場合、前条第4号なお書きにおける使用人として受け取る財産上の利益は、職員退職金規程に基づく事務局長の退職掛け金を本会が負担することのみとする。
- 7 常勤役員が事務局長を兼務できるのは、60歳に達する月の月末までとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬総額は、総会で決定される別表1の額とする。

- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で、理事会において決定する。
- 3 常勤役員の慰労功労金は、総会で決定される別表2の額の限度内で、勤続年数、貢献度等を考慮し、理事会において決定する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月21日（当日が本会の休業日に当たるときはその前営業日）に支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって、法令で定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除した上で、支払う。

- 2 死亡により退任した役員の報酬及び慰労功労金は、原則その法定相続人に支払うものとする。この場合、報酬は、死亡した月までの報酬を支払う。
- 3 月の中途において就任又は退任（第2項に規定する場合を除く。）若しくは解任された場合は、その月の稼働日数に対する実際勤務日数を基礎とする日割りによって計算した額を支払う。

(費用等)

第7条 本会は、役員がその職務の執行のため負担する費用については、それを支払うことができる。なお、費用のうち旅費等については、理事会において別に定める旅費規程に基づいたものとする。

(公表)

第8条 本会は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

常勤役員の報酬総額	年間8百万円を上限とする。
-----------	---------------

別表2 常勤役員の慰労功労金

勤務年数5年以内	1百万円を上限とする。
勤務年数10年以内	2百万円を上限とする。
勤務年数10年超	3百万円を上限とする。